

## 路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について

〔平成30年2月1日付け29林整整第713号〕  
林野庁長官通知  
最終改正：令和5年3月30日付け4林整整第925号

### 第1 趣旨

国土保全や水源のかん養、地球温暖化防止等、森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、間伐等の森林整備を推進していく必要があるが、基盤となる路網については、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、そのネットワークを形成していくことが極めて重要となっている。

また、林業経営の採算性の悪化等により、森林所有者の経営意欲が減退している一方で、我が国の森林資源は充実してきており、人工林の多くが一般的な主伐期である10齢級以上となるなど、保育主体の森林施業が転換期を迎え、資源を循環利用することが喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、今後の路網整備については、優先的に投資すべき区域を明らかとしつつ、効果的・効率的に行っていくこととし、本通知において、路網等の生産基盤を重点的に整備する区域（以下「生産基盤強化区域」という。）の設定その他必要な事項について定める。

### 第2 路網整備に当たっての基本的な考え方

森林整備等の効率的な実施のため、傾斜区分と導入する作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、トラック等の走行する林道等と、主として林業機械が走行する森林作業道を、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせる。

また、自然的・社会的条件を勘案し、効率的な路網整備を推進する。具体的には、地域において相対的に傾斜が緩やかで林地生産力が高く、集落からの距離が近いなど、将来にわたり育成単層林を維持する森林を中心に、投資の優先順位をつけながら、路網整備を進めていく。

### 第3 生産基盤強化区域の設定

#### 1 生産基盤強化区域の設定

都道府県知事は、市町村等との調整の上、地域森林計画における林道開設等に関する事項、市町村森林整備計画における作業路網に関する事項、民有林林道整備計画等との整合性を図りつつ、下記2の基準を踏まえて生産基盤強化区域を設定する。

#### 2 生産基盤強化区域の基準

原木の供給先となる合板・製材工場等の集荷圏にあり、区域の設定時において、区域内の人工林の蓄積量のうち標準伐期齢以上の蓄積量の占める割合が5割以上となつ

ているなど、意欲と能力のある林業経営者による循環利用が見込まれる森林の区域を生産基盤強化区域とする。

生産基盤強化区域ごとの面積は、合理的な森林施業を行うことのできる一定のまとまりを持った範囲とし、尾根や谷などで囲まれた自然地形を単位に、100ヘクタール以上を目安とする。

なお、区域設定に当たっては、既設林道等や道路法（昭和27年法律第180号）による道路、国有林林道の整備状況等を踏まえ、適切に決定する。

### 3 生産基盤強化区域の設定の報告

都道府県知事は、生産基盤強化区域を設定した場合には、速やかに別添様式1及び別添様式3により林野庁長官に報告するものとする。

### 第4 生産基盤強化区域の見直し

都道府県知事は、地域森林計画、市町村森林整備計画、民有林林道整備計画等の変更があった場合には、必要に応じ、生産基盤強化区域の見直しを行い、速やかに別添様式2及び別添様式3により林野庁長官に報告するものとする。

生産基盤強化区域の見直しに際しては、第3の3に係る手続を準用する。

### 第5 補助事業との関係

生産基盤強化区域での実施を補助要件とする事業については、別に定める当該事業に係る交付要綱、実施要領等に基づき実施すること。

(別添様式1)

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事

生産基盤強化区域の設定について

路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）の第3の規定に基づき、生産基盤強化区域を次のとおり設定しましたので報告します。

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1. 生産基盤強化区域名                    | 〇〇生産基盤強化区域  |
| 2. 区域の所在市町村名                    | 〇〇市   |
| 3. 区域面積                         | 〇〇h a   |
| 4. 区域内の人工林率                     | 〇〇%   |
| 5. 区域内の人工林の蓄積量のうち標準伐期齢以上の蓄積量の割合 | 〇〇%<br>区域内の人工林の蓄積量 〇m <sup>3</sup><br>うち標準伐期齢以上の蓄積量 〇m <sup>3</sup> |
| 6. 主な木材の供給先                     | 〇〇工場、〇〇市場   |
| 7. 位置図                          | 別紙のとおり<br>(5万分の1の縮尺)  |

(別添様式2)

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事

生産基盤強化区域の変更について

路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）の第4の規定に基づき、生産基盤強化区域を次のとおり変更しましたので報告します。

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 1. 生産基盤強化区域名                        | 〇〇生産基盤強化区域  |
| 2. 実施区域の市町村名                        | 〇〇市   |
| 3. 区域面積                             | 〇〇h a   |
| 4. 区域内の人工林率                         | 〇〇%   |
| 5. 区域内の人工林の蓄積量のうち<br>標準伐期齢以上の蓄積量の割合 | 〇〇%<br>区域内の人工林の蓄積量 〇m <sup>3</sup><br>うち標準伐期齢以上の蓄積量 〇m <sup>3</sup> |
| 6. 主な木材の供給先                         | 〇〇工場、〇〇市場   |
| 7. 位置図                              | 別紙のとおり<br>(5万分の1の縮尺)  |

注：変更箇所には下線を付すこと。

(別添様式3)

生産基盤強化区域一覧

〇〇都道府県

| 番号 | 生産基盤強化区域名 | 区域の所在<br>市町村名 | 区域面積<br>(ha) | 区域の<br>人工林率<br>(%) | 区域内の人工林の蓄積のうち<br>標準伐期齢以上の蓄積量の割合   |                                   |        | 主な木材の<br>供給先 | 備考 |
|----|-----------|---------------|--------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------------|----|
|    |           |               |              |                    | 区域内の人工林<br>の蓄積量 (m <sup>3</sup> ) | 標準伐期齢以上<br>の蓄積量 (m <sup>3</sup> ) | 割合 (%) |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
|    |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |
| 計  |           |               |              |                    |                                   |                                   |        |              |    |

〔作成要領〕

1 設定した生産基盤強化区域について、都道府県ごとに本表にとりまとめる。